

## 随意契約結果及び契約の内容

|                              |   |
|------------------------------|---|
| 業 務 の 名 称                    | 令和4年度大分港海岸改良技術検討業務  |
| 業 務 概 要                      | 本業務は、大分港海岸の護岸整備の合理的な配置計画（防護ライン）や防護形式、防護断面の策定に向けて、コスト縮減に向けた検討を行うことを目的とし大分港海岸における防護断面等の検証を行うものである。  |
| 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 分任支出負担行為担当官<br>九州地方整備局別府港湾・空港整備事務所長 本田 一行<br>大分県別府市石垣東10-3-15   |
| 契 約 年 月 日                    | 令和4年4月6日  |
| 契 約 業 者 名                    | パシフィックコンサルタンツ株式会社 九州支社  |
| 契 約 業 者 の 住 所                | 福岡市博多区博多駅中央街7-21  |
| 契 約 金 額                      | 24,486,000円（税込み）  |
| 予 定 価 格                      | 24,486,000円（税込み）  |
| 随意契約によることとした理由               | <p>本業務は、大分港海岸の護岸整備の合理的な配置計画（防護ライン）や防護形式、防護断面の策定に向けて、コスト縮減に向けた検討を行うことを目的とし大分港海岸における防護断面等の検証を行うもので、豊富な知識と高度な技術を要することから、プロポーザル方式により、契約内容並びに契約手続きを公示し、参加表明業者においては、配置予定技術者の経験・能力（技術資格、業務執行技術力）、本業務の実施方針、並びに本業務の特定テーマに対する技術提案書の提出を求めるとともに、配置予定技術者へのヒアリングを実施することにより、専門技術力の確認、本業務の遂行能力等を評価するものである。</p> <p>建設コンサルタント等の特定手続きに基づく審査の結果、パシフィックコンサルタンツ株式会社九州支社が最適であると判断されたことから、上記業者と会計法第29条の3第4項に基づき随意契約を行い、円滑な遂行を図るものである。</p> |
| 業 務 場 所                      | —   |
| 業 種 区 分                      | 建設コンサルタント等  |
| 履 行 期 間 （ 自 ）                | 令和4年4月6日  |
| 履 行 期 間 （ 至 ）                | 令和5年3月17日   |
| 備 考                          |   |